

外来種はどうして日本にやってきたの？

テーマ③ 外来種がどのようにして日本に入ったのか調べよう
＝参考シート＝

日本の野外に生息する外国起源の生物の数はわかっているだけでも約 2,000 種にもなります。明治以降、人間の移動や物流が活発になり、多くの動物や植物が**ペット**や**展示用**、**食用**、**研究**などの目的で輸入されています。一方、**荷物**や**乗り物**などに**まぎれ込んだり**、**附着**して持ち込まれたものも多くあります。

意図的、非意図的の違いはありますが、**人間の活動にともなって日本に入ってきている**という点で共通しています。

※ 渡り鳥、海流によって移動してくる魚や植物の種などは、自然の力で移動するものなので外来種には当たりません。

外来種が持ち込まれた経路

- ・ ペットや、観賞の目的で連れてくる。
- ・ 牧草、野菜などの農作物や家畜、食用として持ち込む。
- ・ 外国からの荷物に、まぎれ込んでやってくる。



外来種の中には、農作物や家畜、ペットのように、私たちの生活に欠かせない生きものもたくさんいます。

しかし、微妙なバランスのもとで生態系は保たれています。そこに外から生物が侵入してくると、生態系のみならず、人間や、農林水産業まで、幅広くにわたって悪影響を及ぼす場合があります。もちろん全ての外来種が悪影響を及ぼすわけではなく、自然のバランスの中に組み込まれ、大きな影響を与えずに順応してしまう生物もいます。

地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを、特に侵略的外来種といい、侵略的外来種による被害を予防するために、その取り扱いには注意が必要とされています。

例) ・ 沖縄本島や奄美大島に持ち込まれたマングース
・ 小笠原諸島に入ってきたグリーンアノール



マングース

グリーンアノール

身近にいる外来種の原因と日本に持ち込まれた理由

アライグマ



原産地：北～中アメリカ
持込理由：ペット

ハクビシン



原産地：中国南部～東南アジア
持込理由：毛皮用

ミシシippアカミミガメ



原産地：北アメリカ
持込理由：ペット

ウシガエル



原産地：北アメリカ
持込理由：食用

オオクチバス



原産地：カナダ南部～メキシコ北部
持込理由：釣り、食用

ブルーギル



原産地：カナダ南部～メキシコ北部
持込理由：試験動物

アメリカザリガニ



原産地：北アメリカ南部
持込理由：ウシガエルのエサ

セアカゴケグモ



原産地：オーストラリア
持込理由：荷物への混入

ハリエンジュ



原産地：北アメリカ
持込理由：街路樹、肥料木など

オオキンケイギク



原産地：北アメリカ
持込理由：観賞、緑化

セイタカアワダチソウ



原産地：北アメリカ
持込理由：観賞、緑化、蜜源植物

セイヨウタンポポ



原産地：ヨーロッパ
持込理由：食用、飼料

外来種を拡げないために

外来生物法に掲げられる 外来生物被害予防三原則

外来種による被害を防止することを目的とする法律“外来生物法”では、大きな害を及ぼす外来種の指定や外来種の取り扱いの規制、防除に関する事項などを規定しています。また、外来種による被害を防止するために、外来種被害予防三原則を掲げています。

外来種被害予防三原則

1. 外来生物をむやみに日本に「入れない」
2. 飼っている外来生物を野外に「捨てない」
3. 野外にすでにいる外来生物は他の地域に「拡げない」

外来種は人間生活と密接にかかわりを持っていることが多く、その問題は日常生活に密着した問題であり、一人一人の理解と、適切な対応が求められています。

外来種が引き起こす問題の多くは、外来種が広域にわたって定着してしまった後に明らかになることが多くみられ、その場合、問題を解決するために多くの金額と時間と労力が必要となります。そのため、問題を引き起こす前に予防することが重要です。

日常的に“捨てない”“拡げない”ことに気をつけたい外来種



特定 …… 特定外来生物

Q & A こんなときはどうしたらいいの？

Q 特定外来生物を新しく飼いたい

ブルーギルなどを飼いたい

A 特定外来生物として指定された生物を新しく飼おうとするときは、主務大臣の許可を受けなければなりません。特定外来生物を飼うときの目的は、学術研究、展示、教育などに限定されており、新規に、愛がん目的、つまりペットとして飼うことは許可を受けることができません。

Q 特定外来生物を飼いきれなくなった

A 生きものを飼い始めた場合は、最後まで飼いつける責任を持たなければなりません。どうしても飼いつけることができない場合は、責任を持って処分してください。逃がした場合は、生態系などへの被害を発生させ得ることになるとともに処罰の対象となります。

Q 特定外来生物をみつけたら？

ミシシippアカミミガメなどをみつけたら

A みつけた特定外来生物を生きのまま許可無く運搬することはできないことから、不用意に捕まえず、まずはその場所の管理者や行政機関に相談することをお勧めします。ただし、特定外来生物を捕まえてしまった場合でも、その場ですぐ放すのであれば問題ありません。

Q 特定外来生物を釣ることはできるの？

A 特定外来生物に指定されていても、釣りをすることはできません。禁止されることは、例えば釣った魚を持って帰って飼うこと、移動させて放流することです。したがって、釣った特定外来生物をその場で放す「キャッチアンドリリース」は問題ありません。また、釣った特定外来生物をその場で締めた上で、持ち帰って食べることも問題ありません。※都道府県によっては、条例により外来生物のキャッチアンドリリースを禁止している場合もあります。

Q 特定外来生物の駆除をおこないたい

オオキンケイギクなどを駆除したい

A 特定外来生物の駆除については、鳥獣保護管理法で捕獲が規制されている哺乳類と鳥類を除いて、だれもが自由におこなうことができます。ただし、特定外来生物を生きのまま他の場所に運んでしまうことは規制されています。

外来生物法に基づく防除の確認・認定を受けた場合、鳥獣保護管理法の捕獲許可も不要となり、必要があれば生きのままの保管や運搬もおこなうことができます。詳しくはお近くの地方環境事務所などまでお問い合わせください。